介護保険の保険証をお届けします

介護保険は、40歳以上のすべてのかたにご加入いただく保険です。65歳を迎えられるかた及び日立市に転入された65歳以上のかたには介護保険証をお送りしています。この保険証は、国民健康保険や会社の健康保険の保険証とは異なります。

保険証自体の有効期限はありませんので、今は介護保険を利用しないかたも大切に保管し、必要なときにすぐに出せるようにしておきましょう。

介護保険証はこんなときに必要です

- 介護が必要となって、要介護認定の申請をするとき
- 要介護認定を受けて、介護保険のサービスを利用するとき
- その他、介護保険に関する各種申請・届出を行うとき

※保険料については、後日あらためて納入（決定）通知書をお送りします。

保険証の内容を確認しましょう

＜保険証　見本＞

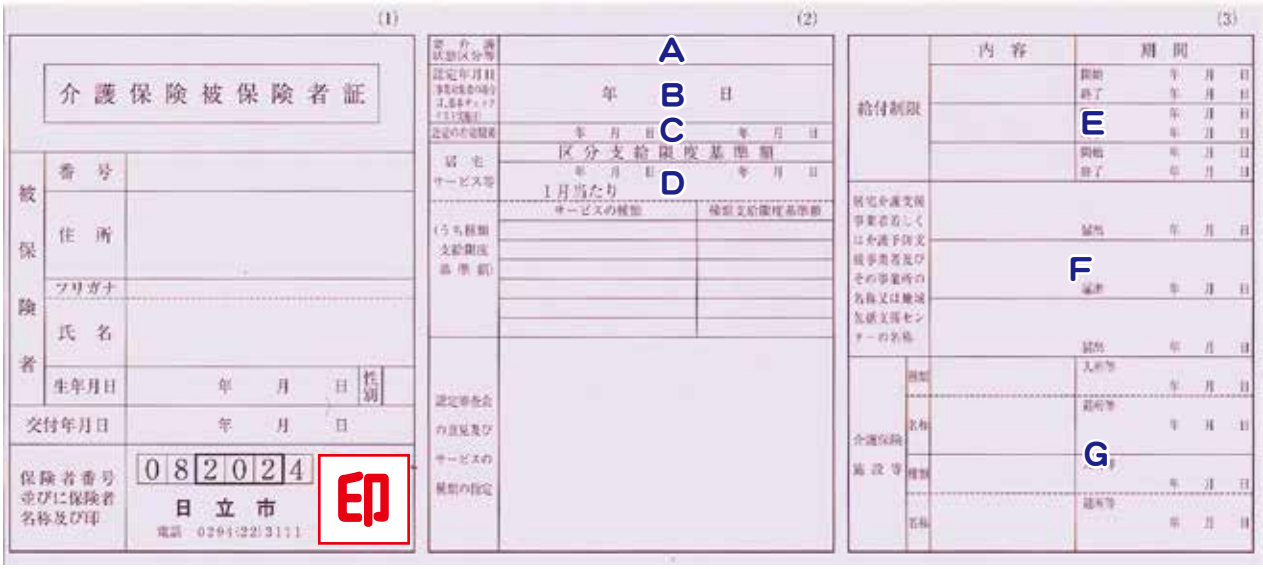

※ 住所・氏名・生年月日・性別に誤りがないかを確認しましょう

＜介護や支援が必要と認定されたかたは情報が記載されます＞

A：認定された要介護状態区分等
B：認定年月日（またはチェックリスト実施日）
C：有効期間（原則として初回６か月間、更新時12か月間）
D：居宅サービス等の１か月に利用できる上限額
E：保険料の滞納などで給付に制限がある場合
F：ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等
G：施設サービスを利用する場合、介護保険施設等の名称等

介護サービスを利用するためには要介護認定を受ける必要があります。申請については裏面をご覧ください

要介護認定の申請から認定まで

1 申 請

介護保険課、各支所の窓口に申請します。
介護保険の保険証とはんこをお持ちください。

2 訪問調査・主治医の意見書

市の調査員などが訪問し、心身の状況などを調査します。
主治医の意見書は、日立市から主治医に記入の依頼をします。

3 審査・判定

コンピュータ判定と専門家の審査により、介護がどの程度必要なのかを判定します。

4 通 知

郵送で認定結果が通知されます。
認定された内容が保険証に記載されます。

＜認定を受けたら＞

- 居宅介護支援事業所※1や地域包括支援センターなどで、利用するサービス内容を具体的にまとめたケアプランを作成してもらいます。
- サービス事業者と契約を結び、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。
- サービスを利用するときには、サービス事業者に保険証と介護保険負担割合証※2を提示します。

※1　ケアマネジャーを配置している事業所で、要介護認定の申請代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となります。
※2　所得等に応じて決まる、サービス費用の自己負担の割合を記載したものです。
負担割合証は新規の要介護認定結果通知に同封されます。

相談窓口一覧　ー介護保険や高齢者の日常生活に関する相談はこちらへー

窓　　口	所　在　地	電　　話
日立市　介護保険課	助川町1－1－1	22－3111
日立市　基幹型地域包括支援センター（高齢福祉課内）	助川町1－1－1	22－3111
地域包括支援センター　福祉の森　聖孝園	十王町高原333－6	39－1166
地域包括支援センター　サン豊浦	川尻町758－27	33－8811
地域包括支援センター　神峰の森	本宮町1－2－13	33－5512
地域包括支援センター　銀砂台	鹿島町2－5－9	33－6500
地域包括支援センター　小咲園	諏訪町5－5－1	32－7900
地域包括支援センター　鮎川さくら館	国分町3－12－10	36－7303
地域包括支援センター　金沢弁天園	東金沢町4－16－10	33－7424
地域包括支援センター　成華園	久慈町4－19－21	33－7119

日立市　介護保険課
電話　0294-22-3111㈹　内線 212 ～ 217

平成31年４月発行